

# 埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

埼玉県生活科学センターは、全国でも唯一の消費生活に関する体験型学習施設として、県消費生活支援センターと共に県の消費者教育の拠点としての役割を担っている。中でも「くらっしーシアター」は、マスコットキャラクター「くらっしー」と一緒に楽しく学ぶコンセプトが広く利用者に受け入れられ、同生活科学センターの要となっている。

そのため、学習効果の高いコンテンツを提供し、シアターの魅力を高めることで消費者教育に関する学習施設としての機能をより強化する必要がある。

そうしたことから令和6年度、昨年度に引き続きシアターで上映する新たな映像コンテンツの制作を行うこととした。

ついては、消費者教育に求められる趣旨や内容に沿い、効果的な学習手法を取り入れた内容を映像化するため、専門的な知識や技術力及び総合的な企画力を有する事業者に委託することとし、企画提案による公募型プロポーザルを実施する。

## 2 委託業務の内容に関する事項

### (1) 委託業務名

埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託

### (2) 業務内容

別添「埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託仕様書」による。

### (3) 契約期間（履行期間）

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

### (4) 委託料上限額

7,392,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 3 参加資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

(5) 募集の日から委託決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 募集の日から委託決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (8) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示747号）に基づく令和5年度・6年度の物品等競争入札参加資格者名簿に登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA、B又はC等級として格付けされた者であること。
- (9) 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本プロポーザルに参加できること。また、過去5年以内に自治体・企業等から映像制作を受注した実績を有する者であること。

#### 4 提案前の手続き等に関する事項

- (1) 仕様等に関する説明会（希望者のみ）

現地説明会を次のとおり開催する。

なお、参加希望者は、法人等の名称、担当者氏名、連絡先及び参加人数を令和6年7月3日（水）正午までに、埼玉県消費生活支援センター情報・学習支援担当あてに連絡すること。

ア 開催日時 令和6年7月4日（木）10時開始（2時間程度を予定）

※開始時刻の5分前までに集合すること。

イ 集合場所 埼玉県生活科学センター内くらしーシアター  
（SKIPシティA1街区2階）

- (2) 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問方法は次による。なお、電話による照会は受け付けない。

ア 提出期限 令和6年7月8日（月）15時

イ 提出方法 「埼玉県生活科学センターくらしーシアター映像コンテンツ制作業務委託に関する質問書」（様式6）に記入の上、「11 書類の提出先及び問い合わせ先」のアドレスに送信する。

ウ 回答方法 質問書を提出した事業者に対して、令和6年7月10日（水）17時までに電子メールで回答する。併せて、ホームページに掲載する。

#### 5 提案書等の提出

企画提案への参加を希望する者は、次により提案書等（下記（3））を作成の上、提出する。

- (1) 提出期限 令和6年7月25日（木）17時まで

- (2) 提出場所 「11 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり。

- (3) 提出書類
  - ア 企画提案書（表紙）
  - イ 法人概要調書（様式1又は概要がわかる他の資料で代替可）
  - ウ 業務実績調書（様式2／上記3－（9）の受注実績）
  - エ 事業予算書（様式3）
  - オ 構成・シノプシス（あらすじ）案記入表（様式4）
  - カ 映像作成に係る工夫点記入表（3テーマ共通）（様式5）

キ 類似業務成果物（任意）

映像（教育、啓発等）の制作に関する類似業務の成果物（製作から5年以内とする）

ク その他参考となる資料（任意）

(4) 提出方法 電子データにより提出すること。

電子メールで送付し、必ず、到着確認の電話をすること。

送付先：[m4308776@pref.saitama.lg.jp](mailto:m4308776@pref.saitama.lg.jp)

なお、電子データのファイルサイズの都合等により、メール送付が難しい場合は、データを持参又は郵送も可とする。（持参の場合は、あらかじめ電話連絡の上、平日の9時～17時までに来庁のこと。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着のこと。）

(5) 留意事項 ア 書式はA4版縦を基本に、文字は概ね10.5ポイント以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で記述する。

イ 類似成果物を除く電子データは、PDF形式で送信すること。

## 6 受託候補者の選定に関する事項

### (1) 審査

ア プレゼンテーション審査を実施する。ただし、応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者がプレゼンテーションを行うものとする。なお、プレゼンテーション審査の集合時間等は令和6年7月30日（火）までに通知する。

・プレゼンテーション審査 実施日 令和6年8月2日（金）

〃 実施時間 応募者数によって調整するため、後日応募者に連絡予定。

〃 実施場所 埼玉県消費生活支援センター7階会議室

イ プレゼンテーションについては、次のとおりとする。

・企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

・プレゼンテーションの時間を20分以内、質疑の時間を20分以内とする。

（応募者数により、制限時間変更の可能性あり。）

・プレゼンテーションの参加者は、1事業者あたり3名以内とする。

・プレゼンテーションは、企画提案書に基づいて実施するものとし、必要に応じてパソコン（パワーポイント等）やプロジェクター等の持込機器を使用することができる。

### (2) 受託候補者の選定

受託候補者は企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制及び積算額を総合的に判断し、決定する。

なお、1者のみの応募であっても、審査基準に達しない場合は選定しない。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、提出者全員に対し、令和6年8月中旬までに文書で通知する。

## 7 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは受託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 書留郵便以外の方法で郵送されたもの。
- (6) 「5 提案書等の提出」に示す提出書類に不備があるもの。
- (7) 本委託業務に係る事業予算書で、委託料上限額を超える金額で提出したもの。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

## 8 契約に係る事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と県との協議の上、委託内容を決定し、県が決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において提案協議の趣旨を損なわない範囲で、協議の上修正を行うことがある。

この際、受託候補者との協議が調わなかったときは、次の順位の者を新たな受託候補者として、協議を行えるものとする。

なお、委託契約の締結後、提案書に記載された内容に虚偽及び不正などがあることが明らかになったときは、県は当該契約を解除することができる。この場合において、当該受託者は契約のために支出した経費を県に請求することはできない。また、この場合において、県は本業務の遅延その他の理由により生じた損害について、当該受託者に対し賠償を請求することができることとする。

### (2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

### (3) 契約保証金

埼玉県財務規則第81条の規定による。

### (4) その他

受託候補者は契約後、速やかに提案内容を適切に反映した制作計画書を提出すること。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載により周知を図る。
- (2) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単価に限る。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。また、提出された提案書等は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに係る書類の作成並びに提出に係る費用及び選定委員会への参加費用等は全て提出者の負担とする。
- (5) 提案書等を提出した者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で埼玉県消費生活支援センターに届け出ること。

#### 10 契約締結までのスケジュール（予定）

月 日	内 容
令和6年6月19日（水）	募集の公告（埼玉県のホームページに公表）
7月 4日（木）	現地説明会
7月 8日（月）	質問票提出期限
7月10日（水）	質問事項の回答
7月25日（木）	企画提案書提出期限
7月30日（火）	プレゼンテーション審査 集合時間等通知
8月 2日（金）	プレゼンテーション審査
8月 中旬	選定結果通知（受託候補者決定）
8月 下旬	業務委託契約締結

#### 11 書類の提出先及び問い合わせ先

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階  
埼玉県消費生活支援センター 情報・学習支援担当  
電 話 048-261-0995 FAX 048-261-0962  
メール [m4308776@pref.saitama.lg.jp](mailto:m4308776@pref.saitama.lg.jp)